

# くらしに関すること

Tokigawa Guide Book

- 戸籍届出・住民登録・印鑑登録
- 生活・環境
- 健康・福祉
- 税金
- 国民健康保険・年金
- 教育
- 町議会・広報
- 各種機関等



## 戸籍の届出

【本庁舎 町民課】

戸籍に関する届出には、下記に記載した内容のほかに、入籍届、養子縁組届、認知届、失踪届、帰化届などがあります。届出には免許証、パスポートなどの官公署が発行した身分証明書が必要です。

詳しくは、町民課へお問い合わせください。

種類	期間	必要なもの	届出人
出生届	生まれた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>母子健康手帳</li> <li>国民健康保険証（加入者）</li> <li>出生証明書</li> </ul>	父又は母
婚姻届	期間に定めはありません。（届け出た日から法的に効果が生じます。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>戸籍謄本</li> <li>国民健康保険証（加入者）</li> <li>国民年金手帳（加入者）</li> </ul>	夫婦となる人
離婚届	裁判等による離婚の場合は確定の日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>戸籍謄本</li> <li>裁判等による離婚の場合は、裁判所で発行される書類</li> <li>国民健康保険証（加入者）</li> <li>国民年金手帳（加入者）</li> </ul>	夫及び妻
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>死亡診断書</li> </ul>	同居の親族等
転籍届	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>戸籍謄本</li> </ul>	筆頭者及び配偶者

## 住民登録・外国人登録

【本庁舎 町民課】

住民登録・外国人登録は、住所や家族構成などの居住関係を証明するもので、就学、選挙、国民健康保険などの町民生活の基礎となるものです。住所や世帯が変わるときは、町民課へ届け出てください。

種類	期間	必要なもの	その他
転入届 (町内へ住所を移したとき)	住み始めてから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑</li> <li>転出証明書（転入のみ）</li> <li>印鑑登録証（転出のみ）</li> <li>国民健康保険証（加入者）</li> <li>国民年金手帳（加入者）</li> <li>身分証明書 (運転免許証、パスポートなどの官公署が発行したもの)</li> </ul>	その他にも、老人保健などの各種手続きが必要となる場合があります。詳しくは、町民課へお問い合わせください。
転出届 (町外へ住所を移すとき)	転出する日まで		
転居届 (町内で住所を移したとき)	転居した日から14日以内		
世帯変更届	変更のあったときから14日以内		
外国人登録 (住所を異動したり在留期間の更新変更の場合)	変更のあったときから14日以内		

## 印鑑登録

【本庁舎 町民課】

旧村の印鑑登録証は、引き続き使用できます。印鑑及び印鑑登録証は大切に保管してください。

### ● 印鑑登録をするとき

本人が登録する印鑑を持参の上、町民課で申請してください。

### ● 印鑑登録ができる方

ときがわ町に住民登録又は外国人登録をしている方で満15歳以上の方は、1人1個に限り印鑑登録をすることができます。

※詳しくは、町民課へお問い合わせください。

証明書及び手数料

[本庁舎 町民課]  
[第二庁舎 窓口センター (一部の事務を除く。)]

各種証明書の種類と手数料

証明書の区分	手数料(1件当たり)	証明窓口
戸籍全部事項証明※	450円	本庁舎町民課及び第二庁舎窓口センター
戸籍個人事項証明※		
身分証明書	200円	
戸籍の受理証明書	350円	本庁舎町民課
戸籍記載事項証明書		
転出証明書	無料	
住民基本台帳閲覧	1世帯 200円	本庁舎町民課 注) 第二庁舎では閲覧できません。
戸籍の附票の写し※	200円	
除籍全部事項証明等	750円	
除籍個人事項証明等		
住民票の写し(世帯全員)※	200円	本庁舎町民課及び第二庁舎窓口センター
住民票の写し(個人)※		
住民票の記載事項証明書		
不在籍・不在住証明書		
印鑑登録証明書※		

※印の付いている証明書等については、都幾川郵便局でも取扱いをします。

総合相談

[家族相談支援センター]

家族相談支援センターでは、次の相談を受け付けます。

項目	内容
こころの相談	精神的な悩みに関すること
福祉相談	高齢者・障がい者・認知症・介護等に関すること
女性相談	ストーカー、ドメスティックバイオレンス(DV)、セクハラ等の悩みに関すること
心配ごと相談	生活の中での悩みやもめごとに関すること
こども相談	いじめや虐待など子ども自身の悩みに関すること
年金相談	年金制度や受給に関すること
人権相談	人権についての困りごとや、差別に関する悩みに関すること
教育相談	不登校やいじめ、就学問題等に関すること
住民法律相談	法律問題全般に関すること
迷惑相談	暴力被害、少年非行、交通事故等に関すること
行政相談	行政(国・県・町)の仕事に関すること
消費者相談	契約、金融に関すること
結婚相談	結婚(離婚)についての悩み等に関すること

水道

【第二庁舎 水道課】

● 届出が必要となる場合

次のような場合は、水道課へ届け出てください。

- 所有者、使用者の名義が変わるとき……………所有者・使用者異動届
- 新築等により、新たに水道を使用するとき……………(再)開始届
- 転出や長期間にわたり水道を使用しないとき……………休・廃止届
- 持参するもの(印鑑・売買契約書の写し等)

● 工事は指定給水装置工事業者に申込が必要です

家庭の水道工事(新設、増設、修繕等)をするときは、必ず町が指定した指定給水装置工事業者(指定工事店)にお申し込みください。

同事業者以外で水道工事を行うと、出水不良や水質汚染などのトラブルの原因となりますのでご注意ください。

なお、指定工事店がわからないときは、水道課へお問い合わせください。

● 漏水について

漏水は水道料金に直接影響します。少しぐらい大丈夫と思って放置すると、後で料金を知って驚くことがあります。漏水の原因には次のような場合が多いので、至急町が指定した指定給水装置工事業者(指定工事店)に連絡してください。

- 水洗トイレの水がいつも流れている。
- 温水器、ボイラー等から水が少しずつ漏れている。
- 太陽熱温水器から漏水し、雨樋を伝わって水が落ちている。
- 地下や床下で水が漏れている。

【漏水の発見方法】

地下や床下で漏水している場合は、目で見ることは非常に困難です。その時は、次のように調べてください。

- 家の中の蛇口を全部閉める。
  - メーター内の星印(パイロット)が回っているかどうか調べる。
  - もし少しでも回っていたら、どこかで水漏れしている可能性があります。
- ※応急処置として、メーターの中や手前にある止水栓(バルブ)を閉めてください。

● 水道メーターの検針

使用した水の量は、正確に水道メーターに記録されます。水道メーターの検針は2か月に一度、基準日を基に検針員が訪問し、使用水量をお知らせします。

- 検針が正しく、能率よくできるように次の点にご協力ください。
- 犬は放し飼いにせず、メーターボックスから離れた所につないでください。
- メーターボックスの上に車や物を置かないでください。
- メーターボックスの中や周りはいつもきれいにしてください。

※検針月は今までどおりです。

- 旧都幾川村(区)地域……………1月、3月、5月、7月、9月、11月
- 旧玉川村(区)地域……………2月、4月、6月、8月、10月、12月

● 水道料金の支払

【水道料金について】

水道料金は、基本料金と超過料金の合計額に消費税相当額を加えて計算します。請求は2か月分の使用料をまとめて請求します。なお、水道料金は現行のとおりです。

● 口座振替

【支払方法】

お申込みの預貯金口座から自動的に引き落とされます。なお、合併に伴いこれまで利用できなかった「飯能信用金庫」も新たに利用できることとなります。便利で簡単な口座振替にご協力をお願いします。

【取扱金融機関等】

埼玉りそな銀行本支店	りそな銀行本支店	武蔵野銀行本支店
東和銀行本支店	飯能信用金庫本支店	埼玉縣信用金庫本支店
中央労働金庫本支店	埼玉中央農業協同組合本支店	郵便局

● 窓口払い

2か月に一度、水道課から使用者に納入通知書を送付します。直接、役場窓口(水道課又は本庁舎会計室)か上記の取扱金融機関及び三菱東京UFJ銀行本支店にてお支払ください。

※詳しくは、水道課へお問い合わせください。

## 浄化槽

[本庁舎 環境課]

### ● 浄化槽設置管理事業

この事業は、町が個々の住宅等の浄化槽を整備・管理することにより、清流保全や衛生的な生活環境を整えることを目的としています。

住民の皆様には事業の主旨をご理解いただき、推進にご協力をお願いします。

※詳しくは、環境課へお問い合わせください。

## 飼い犬

[本庁舎 環境課]

### ● 犬の登録

生後90日を経過した犬については登録が義務付けられています。環境課窓口で登録手数料（1頭につき3,000円）を添えて申請してください。「鑑札」を交付しますので、必ず犬の首輪に付けてください。

なお、この登録は1頭につき1度行えば、その犬の生涯にわたり有効です。

### ● 狂犬病予防注射

狂犬病の発生を未然に防ぐために、生後91日以上の子犬1頭につき年1回の予防注射が義務付けられています。町では、獣医師会と連携して毎年春に予防注射を実施します。また、予防注射と同時に新規登録を行うこともできます。

日程などについては、「広報ときがわ」等でお知らせします。

### ● 犬の届出

次のような場合は、環境課へ届出をしてください。

他市町村から転入した場合 鑑札（登録証）を持参してください。ときがわ町の鑑札と交換します。（無料）

飼い犬が死んでしまった場合

飼い犬が替わった場合

迷い犬を捕まえた場合

（旧村で鑑札を交付されている場合、交換の必要はありません。）

※詳しくは、環境課へお問い合わせください。

## ごみ

[本庁舎 環境課]

### ● ごみ

ごみは、収集当日の朝8時までに出してください。指定の収集袋は各販売店にて販売していますので、お買い求めになってください。ごみステーションの管理は、利用者全員で責任をもって行ってください。

なお、ごみステーションには事業系ごみは出せません。

### ● ごみ収集カレンダー

ごみ収集カレンダーは、平成18年3月31日までは旧村でのごみ収集カレンダーを使用してください。平成18年4月1日からは、ときがわ町の新しいごみ収集カレンダーを使用し、各地域のごみステーションに搬出してください。

### ● 粗大ごみについて

個人で小川地区衛生組合に持ち込む場合は、搬入当日に環境課で証明書の発行を受けてください。（搬入量が50kgを超えると有料）

また、戸別収集を希望される場合は環境課で手続きをしてください。5品目を限度とし、1か月に一度収集に伺います。（有料）

※次の物は収集しません。詳しくは、環境課へお問い合わせください。

◆テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫

### ● 家庭用生ごみ処理器設置費補助金

家庭から出される生ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、新たに生ごみ処理器を購入した方に購入費の2分の1の額を補助します。

限度額：電動式 20,000円、コンポスト式 5,000円

※詳しくは、環境課へお問い合わせください。

健康

【保健センター】

● 各種検査、健診 ●

検（健）診は生活習慣病の早期発見のためにも大変重要なものです。町では、次の検（健）診を実施しますので年1回は受診し、ご自身の健康管理に心がけてください。実施日程、自己負担額等は、「広報ときがわ」等でお知らせします。

**【種別】** 基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診、結核検診

**【対象者】** 町内在住者

※受診する検診の種別により対象年齢が設定されていますので、希望される方は保健センターで確認してください。

予防接種

【保健センター】

町では、次の予防接種を実施します。予防接種は感染症等の予防を図る上で大変重要なものです。接種日程は、「健康カレンダー」等で確認してください。なおインフルエンザについては、自己負担金1,000円がかかります。

※詳しくは、保健センターへお問い合わせください。

種別	対象及び内容
ポリオ（小児まひ）	生後3か月～7歳6か月未満の間に、6週間以上の間隔をおいて2回投与（春秋に集団接種）
B C G	生後3か月～6か月未満の間に1回接種
三種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風）	生後3か月～7歳6か月未満の間 【初回】 3～8週間の間隔で3回接種 【追加】 初回終了後概ね1年経過した時期に1回接種
二種混合（ジフテリア、破傷風）	小学校6年時に1回接種
麻しん（はしか）	1歳～7歳6か月未満で1回接種（4月1日から変更予定）
風しん	1歳～7歳6か月未満で1回接種（4月1日から変更予定）
日本脳炎	平成17年度から休止
インフルエンザ	65歳以上（年1回）

子育て

【保健センター】

● 母子健康手帳・妊婦健康診査票 ●

母子健康手帳には、母子の健康・子どもの発育・予防接種状況などが記録されます。母子の健康管理のため、すべての母子に交付されることが母子保健法に定められています。窓口は保健センターです。妊娠が確実になったら、お早めに交付を受けてください。

交付時には、妊婦健康診査受診票及び妊婦HIV抗体検査受診票をお渡ししています。妊婦健診（妊婦前期と後期1回ずつ）及びHIV抗体検査を公費で受けることができます。また、出産予定日時点で35歳以上の妊婦の方には妊婦超音波受診票もお渡ししており、検査を公費で受けることができます。

● 乳幼児健診 ●

◆4か月健診

【対象】 4～5か月児

【内容】 問診、身体計測、内科健診、離乳食相談、ブックスタート事業、保健相談

◆10か月健診

【対象】 10～11か月児

【内容】 問診、身体計測、内科健診、離乳食相談、歯磨き相談、保健相談

◆1歳6か月健診

【対象】 1歳5～8か月児

【内容】 問診、身体計測、内科・歯科健診、歯の染め出しと歯磨き相談、栄養相談、保健相談

◆2歳児健診

【対象】 2歳4～6か月児

【内容】 問診、身体計測、内科・歯科健診、歯の染め出しと歯磨き相談、栄養相談・保健相談

◆3歳児健診

【対象】 3歳5～7か月児

【内容】 問診、身体計測、内科・歯科健診、尿検査、育児相談、歯の染め出しと歯磨き相談、栄養相談、保健相談

● 両親学級 ●

妊娠・出産・育児に関する知識・技術の学習や、妊婦同士の仲間づくりを通し、出産に対する不安を軽減する目的で実施しています。対象は妊婦と夫・家族です。年2回で、それぞれ3日間「出産」「栄養」「育児」とテーマを決めて実施しています。助産師・栄養士・歯科衛生士・保健師による講義及び沐浴実習等を行います。

※詳しくは、保健センターへお問い合わせください。

## 障害者福祉

[本庁舎 福祉課]

### ● 身体障害者手帳

身体（視覚、聴覚、肢体、心臓機能、呼吸器機能等）に障がいのある方が、法律に定める障がいの程度に該当すると認められた場合に交付します。障がいの程度（1～6級に区分）に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

### ● 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に対し交付します。障がいの程度（1～3級に区分）に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

### ● 在宅重度心身障害者手当

在宅で生活している身体障害者手帳1級、2級、療育手帳、Aの方で、住民税非課税の方に月額5,000円を支給します。

### ● 補装具

車いす、補聴器等補装具を必要とする方に交付・修理を行います。

### ● 精神障害者通院医療費公費負担承認申請

医師により精神障がいがあると認められた方が、入院によらず精神疾患の治療を受ける場合に、医療費を公費で負担します。

### ● 療育手帳（みどりの手帳）

児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された方に交付します。障がいの程度（、A、B、Cに区分）に応じて各種の福祉サービスを利用することができます。

### ● 重度心身障害者医療費

次のいずれかに該当する方に対し、医療費の保険診療一部負担金について助成します。  
身体障害者手帳1級から3級の交付を受けた方  
療養手帳、A、Bの方  
65歳以上の方で、老人保健法の寝たきりの状態にある旨を市町村長から認定を受けた方等

### ● 更生医療

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方に対し、障がいの程度を軽くしたり、障がいを除去したりするために行う医療で、国又は県が指定する医療機関で受けられます。

### ● 日常生活用具

障がい者が日常生活を送る上で必要な生活用具や特殊ベッドの給付を行います。

## 主な支援制度

種 類	内 容
特別障害者手当	身体又は精神に重度の障がいがあるため、常時特別な介護が必要な20歳以上の方に月額26,520円を支給します。
福祉手当（経過措置分）	従前の福祉手当受給者で、特別障害者手当、障害基礎年金を受給していない20歳以上の方に月額14,430円を支給します。
障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障がいがあるため、常時特別な介護が必要な20歳未満の方に月額14,430円を支給します。
支援費制度	在宅で利用できる居宅サービス（居宅生活支援）と、施設に入所又は通所して利用する施設サービス（施設訓練等支援）を利用者自らが選択し、事業者等と契約してサービスを利用する制度です。
生活サポート事業	障がい者の身近な地域のなかで外出支援や一時預かりなどにより、障がい者の社会参加と家族の介護軽減を図るための制度です。
身体障害者診断書料補助	身体障害者手帳、更生医療、補装具の交付申請に診断書等を必要とした場合、10,000円を上限に補助します。
重度心身障害者燃料費助成	身障手帳1～3級、療育手帳～B所持者又はその方と生計を一にする家族が、障がい者の通勤・通学・通院等に利用する車等の燃料費を、1リットル60円（1月30リットル上限）を補助します。（平成18年4月から精神福祉手帳1・2級の方も対象となります。）
重度身体障害者居宅改善整備費補助	下肢・体幹の重度の障がい者が、居宅の一部を障がいに応じて使いやすく改造する際に、費用の一部を補助します。
身体障害者自動車運転免許取得費補助	障がい者が自動車運転免許を取得する際の費用の一部を補助します。
身体障害者自動車改造費補助	就労等に伴い、障がい者が自ら所有し、運転する自動車の改造に伴う費用の一部を補助します。
福祉タクシー利用料助成	手帳を所持する障がい者にタクシー利用料金の一部を補助します。
有料道路通行料割引	障がい者が運転する場合や、重度の障がい者を乗せて運転する場合は、「割引の有効期間」を記載した障害者手帳を提示することにより有料道路の通行料の割引が受けられます。

※詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

※上記制度の詳細な内容や他の制度については、福祉課へお問い合わせください。

## 高齢者福祉

[本庁舎 福祉課]  
[第二庁舎 窓口センター (一部の事務を除く。)]

### 指定保養所(温泉等)の利用補助券の交付 福祉課

次のいずれかに該当する方に対し、利用補助券を交付します。

- 65歳以上の方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 疾病の治療に温泉の入湯が効果的であると医師が認めた方

※詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

### 配食サービス 福祉課

在宅で生活している、次のいずれかに該当する方に対し、サービスを実施します。

- 65歳以上のひとり暮らしの方
- 65歳以上の高齢者世帯
- 40歳以上65歳未満の方で心身に障がいを有し、支援が必要な方

## 児童福祉

[本庁舎 福祉課]

### 乳幼児医療費

**【対象者】**  
就学前の乳幼児が対象となります。受給資格登録をすることにより、保護者が医療機関で支払った保険診療一部負担金及び入院時食事代を申請に基づき助成します。

### 子育て支援児童医療費

**【対象者】**  
小学校1年生から小学校3年生修了前の児童が対象となります。受給資格登録をすることにより、保護者が医療機関で支払った保険診療一部負担金及び入院時食事代を申請に基づき助成します。

### 児童手当

**【対象者】**  
町内に住む小学校3年生修了前(9歳になって最初の3月31日)までの児童の保護者が対象となります。認定請求により、所得の審査を行い、受給資格を得た方に対して、年間3回(6月・10月・2月)手当を支給します。

### (特別) 児童扶養手当

**【対象者】**  
町内に住む「母子家庭」、「養育者家庭」及び「重度の障がいのある父親」の子どもで、18歳に達した年度の3月末日までの児童及び20歳未満で障がいのある児童の育児を行う保護者で、所得制限に該当しない方が対象となります。

### ひとり親家庭等の医療費

**【対象者】**  
町内に住む母子・父子家庭、養育者家庭の子どもで18歳に達した年度の3月末日までの児童及び20歳未満で障がいのある児童とそれぞれの母若しくは父又は養育者で所得制限に該当しない方が対象となります。

※詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

## 介護保険

[本庁舎 福祉課]

### 被保険者

40歳以上の方全員が介護保険被保険者となります。被保険者証は65歳になったときに交付します。40歳から64歳までの方には要介護認定を受けたときに交付します。

### 介護保険料

保険料は、介護保険を利用する人数や利用するサービスの量などから、その基準額を定めることとなります。65歳以上の方にはこの基準に基づき、所得等により6段階に区分した保険料を負担していただきます。年金受給者で年額18万円以上の方は年金から徴収され、これに該当しない方などは町に直接納めていただきます。

### サービスの利用者

65歳以上の方で寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態の方や、常時の介護までは必要ないが家事や身支度など、日常生活に支援が必要な状態の方  
40歳以上の方で初老期認知症、脳血管疾患などが原因とされる病気により要介護状態や要支援状態となった方

### 利用方法

- 申請**  
本人又は家族等が福祉課に申請してください。
- 要介護認定調査**  
訪問調査……調査員が本人の心身の状態について調査に伺います。  
主治医意見書……町の依頼により主治医が意見書を作成します。
- 審査・認定**  
介護認定審査会で審査判定され、「要介護度」(介護が必要な度合)などが決まり、被保険者証に記入して本人に通知します。
- 介護サービス計画(ケアプラン)作成**  
本人や家族の意見などを踏まえ、介護支援専門員(ケアマネジャー)がプランを作成します。
- サービス開始**  
計画に基づいたサービスを受けられます。利用者には受けた介護サービス費用の1割を負担していただきます。

※詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

税金

[本庁舎 税務課]

● 個人町民税

1月1日（**賦課期日**）現在、ときがわ町に居住し、前年1月から12月までに一定額以上の所得があった方は前年の所得で計算されますので、今年の所得が無くても前年に所得があれば納めていただくことになります。

【申告の必要な方】

1月1日現在ときがわ町に住所がある方

● 法人町民税

町内に事務所、事業所がある法人等に課税されます。それぞれの法人等が定める事業年度終了後、原則として2か月以内に法人等が納税することになります。

● 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（**賦課期日**）現在、土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

● 軽自動車税

毎年4月1日（**賦課期日**）現在、原動機付自転車・自動二輪車・小型特殊自動車・軽自動車を所有している方に課税されます。納期限は5月31日です。該当する車輛を取得したときは15日以内に、廃車をしたときは30日以内に申告してください。（届出は代理でも可）

● 国民健康保険税

国民健康保険に加入した月から、国民健康保険税が課税されます。また40歳から64歳までの方については、介護保険料を合算した額が課税されます。

● 税金の納め方

税金の納付は、次の金融機関の本・支店で取り扱います。

埼玉りそな銀行、りそな銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、武蔵野銀行、東和銀行、埼玉中央農業協同組合、埼玉縣信用金庫、飯能信用金庫、中央労働金庫、郵便局

口座振替は上記の金融機関（三菱東京UFJ銀行は除く）で取り扱っています。指定された金融機関での振替手数料は無料です。口座振替の申込みは、随時受け付けています。

● 口座振替の手続

納付書と通帳並びに該当の金融機関へ届出印を持参してください。なお、振替日は、各税目の納期限の日になります。

※詳しくは、税務課へお問い合わせください。

各種証明書の種類と手数料

税証明書の区分		手数料(1件当たり)	証明窓口	
個人町民税 県民税	町県民税決定証明書	200円	本庁舎税務課 及び 第二庁舎 窓口センター	
	所得証明書			
	所得証明書（児童手当用）			
	課税証明書			
固定資産税	非課税証明書	200円		
評価証明書				
課税台帳記載事項証明				
公租公課証明書				
閲覧	資産証明書	200円		本庁舎税務課 ※第二庁舎では閲覧できません。
	所有証明書			
	土地台帳		200円	本庁舎税務課 及び 第二庁舎 窓口センター
	家屋台帳			
納税証明書	名寄帳・課税台帳	200円	本庁舎税務課 及び 第二庁舎 窓口センター	
	公 函			
	町県民税・固定資産税			200円
法人町民税 ※1				
事業所	国民健康保険税	200円 (継続車検用は無料)	※1 法人町民税の納税証明書については本庁舎での交付となります。	
	軽自動車税			
事業所	営業証明書	200円	本庁舎税務課 ※第二庁舎では交付できません。	
	所在証明書			
住宅用家屋証明書		1,300円	本庁舎税務課 ※第二庁舎では交付できません。	
※ときがわ町の電算打出し以外の様式（お客様持ち込みの様式）				

## 国民健康保険

[本庁舎 町民課]

### ● 届出

国民健康保険に加入するときや脱退するとき、又は家族に異動があったときは原則として14日以内に届出をしてください。

#### 加入するとき

項目	加入するとき	必要なもの
他市町村から転入してきたとき	転入してきた日	・ 他市町村の転出証明書 ・ 印 鑑
職場の健康保険をやめたとき	やめた日の翌日	・ 職場の健康保険をやめた証明書 ・ 印 鑑
生活保護を受けなくなったとき	受けなくなった日	・ 保護廃止通知 ・ 印 鑑
子どもが生まれたとき	生まれた日	・ 保険証 ・ 母子健康手帳 ・ 印 鑑

#### 脱退するとき

項目	脱退するとき	必要なもの
他市町村に転出したとき	転出した日の翌日	・ 保険証 ・ 印 鑑
職場の健康保険に加入したとき	加入した日の翌日	・ 国民健康保険証 ・ 社会保険の保険証 ・ 印 鑑
生活保護を受けたとき	受け始めた日	・ 保険証 ・ 保護開始通知書 ・ 印 鑑
加入者が死亡したとき	死亡した日の翌日	・ 保険証 ・ 死亡証明書 ・ 印 鑑

### その他の届出

項目	必要なもの
町内で住所が変わったとき	
世帯主が変わったとき	・ 保険証 ・ 印 鑑
世帯が分かれたり一緒になったとき	
仕事の都合や長期旅行などで保険証を分けたとき	
退職者医療制度の対象になったとき	・ 保険証 ・ 年金証書 ・ 印 鑑
保険証を紛失したとき	・ 申請者本人と確認できるもの ・ 印 鑑
修学のため、別に住所を定めたとき	・ 保険証 ・ 在学証明証又は学生証 ・ 印 鑑

※保険証の交付等は本人確認が必要です。届出には免許証、パスポートなどの官公署が発行した身分証明書が必要です。

### ● 出産育児一時金

被保険者が出産した場合、出産育児一時金300,000円を支給します。  
給付の対象となる「出産」は妊娠4か月以上の出産で、生産・死産・人工流産の別は問いません。双生児の場合は、1人を1出産とみなします。

### ● 葬祭費

被保険者が亡くなり葬祭を行った場合、葬祭費として100,000円を支給します。

※詳しくは、町民課へお問い合わせください。

## 国民年金

[本庁舎 町民課]

## ● 国民年金の加入者 ●

国民年金は国籍を問わず日本に住んでいる20歳以上（学生を含む）60歳未満の方が全員加入する制度です。加入者が65歳以上になったとき、病気や事故などで障がい者となってしまったときなどに年金が支給されます。

ただし、保険料を納めない期間があると支給されなかったり、年金額が減額になる場合があります。

## ● 保険料の申請免除 ●

所得が低いなど経済的な理由や失業などで保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が免除される制度があります。保険料の免除を受けた期間も年金の受給資格期間となりますが、その期間の老齢基礎年金額は通常の3分の1となります。また、半額免除制度もあります。半額免除の場合は保険料の半額を納付することにより、その期間の老齢基礎年金額は通常の3分の2となります。さらに、30歳未満の方には、本人のみの収入で審査される納付猶予制度があります。ただし、納付猶予を受けた期間は老齢基礎年金に反映されません。なお、免除承認後10年以内であれば追納できます。

## ● 学生納付特例制度 ●

学生本人の所得が一定以下の場合、申請により、在学中の保険料が後払いできます。なお、申請の承認後10年以内であれば追納できます。

申請して承認を受けた期間は、受給資格期間となります。後払いしない場合は老齢基礎年金額の中には反映されません。

※詳しくは、町民課へお問い合わせください。

## 教育

[第二庁舎 教育総務課]

## ● 小・中学校入学通知 ●

小学校入学対象者には、10月に「就学時健康診断」を行います。  
また、小・中学校入学対象者には、1月に「入学通知書」をお送りします。  
次の場合は、教育総務課へご連絡ください。

- 入学通知書が届かないとき
- 病気や障がい等で就学先を相談したいとき
- 就学時健康診断を受けていないとき（小学校入学対象者）
- 国立・県立や私立の学校へ入学するとき
- 転出・転居を予定しているとき

## ● 転校の手続 ●

転校するときは、手続が必要です。

## ● 就学援助 ●

経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費などの教育費の一部を援助します。

## ● 関口茂八奨学金 ●

経済上の理由により学資の支出が困難な方に対し、奨学金を貸与し、有能な人材の育成を目的とした制度があります。

## 【対象者】

- 現にときがわ町に居住している方（通学のための転出は奨学金の対象になります。）
- 学校教育法に基づく高等学校（盲学校、ろう学校、養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校及び修業期間2年以上の専修学校・各種学校に入学又は在学中の方
- 在学する学校長又は出身学校長が推薦する方

※詳しくは、教育総務課へお問い合わせください。

## 町議会

[第二庁舎 議会事務局]

### ● 町議会

本会議場で審議する会議（本会議）はどなたでも傍聴できます。議場入口で受付を済ませて傍聴してください。

### ● 議会だより

町議会では、議会だよりの発行を行っています。

※詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

## 広報

[本庁舎 総務課]

### ● 広報紙

町の政策や町からのお知らせ、町内のさまざまな話題を掲載した広報紙「広報ときがわ」を毎月1回、第4金曜日に発行します。区長を通じて各家庭に配布するほか、公共施設や町内のコンビニエンスストアでも手に入れることができます。

### ● ホームページ

町からのお知らせ、イベント情報や観光情報等をホームページでも配信します。また、町へのご意見、ご質問等もお寄せいただけます。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.town.tokigawa.lg.jp>

※詳しくは、総務課へお問い合わせください。

## 各種機関等

### 各種機関等

機 関 名	住 所	電話番号
家族相談支援センター	ときがわ町大字関堀162-1	66-0222
保健センター	ときがわ町大字関堀151-1	65-1010
保健センター玉川分室【地域包括支援センター】(注)	ときがわ町大字玉川2515	65-1521
社会福祉協議会	ときがわ町大字桃木32	65-1536
グループホームやまゆり	ときがわ町大字大附320-9	66-0172
平保育園	ときがわ町大字西平708-1	67-0446
玉川保育園	ときがわ町大字玉川2685-2	65-5201
地域振興室	ときがわ町大字西平709-3	67-0014
建具会館	ときがわ町大字西平709-3	67-0049
勤労者福祉会館	ときがわ町大字西平709-3	67-0014
木のむら物産館	ときがわ町大字関堀188-1	65-0950
大野特産物販売所	ときがわ町大字大野86-1	67-0270
星と緑の創造センター	ときがわ町大字大野1853	67-0130
木のむらキャンプ場	ときがわ町大字大野1440	67-0850
やすらぎの家	ときがわ町大字西平720-1	67-0800
いこいの里大附	ときがわ町大字大附425	65-0322
明覚小学校	ときがわ町大字関堀65	65-0373
萩ヶ丘小学校	ときがわ町大字西平1153	67-0019
玉川小学校	ときがわ町大字玉川2666	65-1529
都幾川中学校	ときがわ町大字桃木50	65-0155
玉川中学校	ときがわ町大字玉川1385-2	65-1528
学校給食センター	ときがわ町大字桃木39-1	65-0014
玉川公民館	ときがわ町大字玉川2485	65-1521
都幾川公民館・図書室	ときがわ町大字桃木32	65-2656
文化センター（アスピアたまがわ）	ときがわ町大字玉川2510	65-4858
図書館	ときがわ町大字玉川2510	65-4858
体育センター（せせらぎホール）	ときがわ町大字関堀148-1	65-3830
玉川トレーニングセンター	ときがわ町大字玉川2508	65-1521

(注) 地域包括支援センターは、平成18年4月1日設置予定

A large rectangular memo area with a decorative border and horizontal dashed lines for writing. The border is a solid pink color, and the lines are a lighter pink color. The area is intended for taking notes or recording information.